産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に関する計画書

条 文(施行規則)			維持管理計画
	_	受け入れる際に産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、	産業廃棄物の性状を確認し、搬入管理施設で計量を行う。
第十十		受け入れる際に、必要な当該廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと	
	=	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	充分に留意して行う。
	Ξ	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が発生したときは、直ちに施設の運転を停止し、	管理者を常駐させ、万一流出する等した場合は速やかに回収する。
		流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	
=	四	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	年1回以上点検、検査を行う。
条	五	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	原則として保管は行わないが必要な場合は保管施設に保管する。
	六	蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。	毎日点検し清潔の保持に努める。
Ø	t	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	半径1km以内に集落はなく騒音・振動の少ない施設である。
六	八	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、	排水を放流する施設ではない。
		定期的に放流水の水質検査を行うこと。	
	九	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	維持管理に関する書類を整備し保存する。
第十二条の七	5の-	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあっては、千百度)	助燃装置により摂氏八百度以上を保持する。
		以上に保つこと。	
	5 の二	令第七条第十二条に掲げる施設にあっては、燃え殻を令第六条の四第一項第三号チ又は同号リ(2)	該当せず。
		に掲げる総理府令で定める基準に適合させること。	
	5 の三	令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設(廃 PCB 等及び PCB 処理物の焼却	該当せず。
		施設に限る。) にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二	
		条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を	
		認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	